

議第 29 号

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

休止している当該施設を有効活用するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例

下呂市ゆったり館条例（平成17年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>社会福祉の増進、教育・文化の振興、レクリエーションその他の会議、集会及び行事等の用に供するため、</u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、下呂市ゆったり館（以下「施設」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>高齢者をはじめ地域住民に対し、健康の増進、生きがいつくりの場を与え、これらの住民の福祉の向上を図るため、</u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、下呂市ゆったり館（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 <u>施設が行う事業は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>浴場事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>飲食事業に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事業に関すること。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第4条 <u>市長は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の手續等)</u></p> <p>第5条 <u>指定管理者の指定の手續等については、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年下呂市条例第32号）の定めるところによる。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p>

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第3条 施設の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 施設の休館日は、原則として12月29日から翌年1月3日までとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p>	<p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 施設の設置目的を効果的に達成するための必要な業務</p> <p>(2) 施設の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 施設の利用の承認等に関する業務</p> <p>(4) 施設の利用料の徴収、減免及び利用料の返還に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</p> <p>(指定管理者の責務)</p> <p>第7条 指定管理者は、施設の目的に沿った事業を運営する責務を遵守しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、施設に関する業務を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条 施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第9条 施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎週水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、翌日とする。</p> <p>(2) 12月26日から翌年の1月1日までの</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="215 546 411 577"><u>(使用の許可)</u></p> <p data-bbox="169 607 799 808">第5条 <u>施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。</u></p> <p data-bbox="169 837 799 981">2 <u>市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p data-bbox="169 1010 799 1099">3 <u>市長は、次のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。</u></p> <p data-bbox="201 1178 799 1267">(1) <u>公の秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p data-bbox="201 1296 775 1328">(2) <u>施設を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p data-bbox="201 1406 711 1438">(3) <u>施設の管理上支障があるとき。</u></p> <p data-bbox="201 1525 799 1615">(4) <u>その他施設を使用させることが適当でないと認められるとき。</u></p> <p data-bbox="215 1693 531 1724"><u>(目的外使用等の禁止)</u></p> <p data-bbox="169 1753 799 1955">第6条 <u>第5条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は転貸してはならない。</u></p>	<p data-bbox="879 264 911 295">目</p> <p data-bbox="823 324 1445 468">2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p data-bbox="855 546 1139 577"><u>(利用承認及び制限)</u></p> <p data-bbox="823 607 1445 808">第10条 <u>施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p data-bbox="823 837 1445 981">2 <u>指定管理者は、施設の管理上必要があるときは、前項の利用の承認に条件を付することができる。</u></p> <p data-bbox="823 1010 1445 1153">3 <u>指定管理者は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。</u></p> <p data-bbox="855 1178 1445 1267">(1) <u>施設の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p data-bbox="855 1296 1445 1386">(2) <u>施設に損害を与えるおそれがあるとき。</u></p> <p data-bbox="855 1415 1445 1505">(3) <u>その他施設の管理上支障があるとき。</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="217 259 536 293"><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p data-bbox="169 327 799 533">第7条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可の取消し、当該許可に係る条件の変更、又は当該使用の停止をすることができる。</p> <p data-bbox="201 611 799 701">(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p data-bbox="201 730 799 819">(2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。</p> <p data-bbox="201 848 799 938">(3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。</p> <p data-bbox="201 967 799 1106">(4) 詐欺その他不正の行為により施設の使用の許可を受けたことが明らかになったとき。</p> <p data-bbox="201 1135 799 1225">(5) 施設の管理上市長が必要と認めてする指示に従わなかったとき。</p> <p data-bbox="201 1254 799 1344">(6) その他市長が管理上特に必要と認めるとき。</p> <p data-bbox="169 1480 799 1619">2 使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市はその補償の責を負わない。</p> <p data-bbox="217 1939 344 1973"><u>(使用料)</u></p> <p data-bbox="169 1995 799 2029">第8条 使用者は、別表に定める使用料を納入</p>	<p data-bbox="855 259 1174 293"><u>(利用承認の取消し等)</u></p> <p data-bbox="815 327 1445 595">第11条 指定管理者は、施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は利用を停止させることができる。</p> <p data-bbox="847 611 1445 701">(1) 利用者が、利用の取消しを申し出たとき。</p> <p data-bbox="847 730 1445 819">(2) 利用者が、承認された内容の変更を申し出たとき。</p> <p data-bbox="847 848 1445 938">(3) 利用者の利用が、前条第3項第1号又は第2号に該当するとき。</p> <p data-bbox="847 967 1445 1106">(4) 利用者が、承認された内容と異なる利用を行い、又は利用条件を遵守しなかったとき。</p> <p data-bbox="847 1135 1445 1225">(5) 利用者の使用が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。</p> <p data-bbox="847 1254 1445 1344">(6) 利用者が、詐欺その他不正の行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p data-bbox="847 1373 1445 1462">(7) その他施設の管理上特に必要と認めるとき。</p> <p data-bbox="823 1709 1174 1742"><u>(利用権の譲渡等の禁止)</u></p> <p data-bbox="815 1771 1445 1861">第12条 利用者は、施設の利用の権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。</p> <p data-bbox="855 1939 983 1973"><u>(利用料)</u></p> <p data-bbox="815 1995 1445 2029">第13条 利用者は、施設の利用について、別表</p>

改正後	改正前
<p><u>しなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>使用料</u>は、前納させることができる。</p> <p>3 市長は、<u>公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p>	<p><u>に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料（以下「利用料」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>利用料</u>は、前納させることができる。</p> <p>3 <u>利用料は、指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p><u>（使用料の還付）</u></p> <p>第9条 <u>既に納めた使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p>	<p><u>（利用料の還付）</u></p> <p>第14条 <u>既に徴収した利用料は還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより利用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p>
<p><u>（入館の制限）</u></p> <p>第10条 <u>市長は、この条例、この条例に基づく規則又は許可条件に違反する者その他施設の管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</u></p>	<p><u>（特別の設備）</u></p> <p>第15条 <u>利用者は、施設に特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p>
<p><u>（原状回復の義務）</u></p> <p>第11条 <u>使用者は、施設の使用を終了したときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。また、使用を取り消され、停止されたときも同様とする。</u></p>	<p>2 <u>第10条第2項の規定は、前項の承認について準用する。</u></p> <p><u>（原状回復の義務）</u></p> <p>第16条 <u>利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。また、利用を取り消され、停止されたときも同様とする。</u></p>

改正後

(損害賠償)

第12条 使用者又は入館者が、自己の責任に帰すべき理由により施設又は附属設備等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例で定めるもののほか、施設の管理及びこの条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

別表 (第8条関係)

改正前

(損害賠償)

第17条 利用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除できる。

(委任)

第18条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表 (第13条関係)

○ 室内利用料

1 基本利用料

区分		料金 (円)					
		午前9時から午後1時まで		午後1時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
		上限	下限	上限	下限	上限	下限
教養 娯 楽 室	もみ じの 間	1,5 70	1,0 00	1,5 70	1,0 00	1,5 70	1,0 00
	ささ ゆり の間	1,5 70	1,0 00	1,5 70	1,0 00	1,5 70	1,0 00
	ぎふ	1,5	1,0	1,5	600	1,5	1,0

改 正 後	改 正 前
-------	-------

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">ちよ うの 間</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">70</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">00</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">70</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">70</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">00</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">響き の間</td> <td style="text-align: center;">1,5 70</td> <td style="text-align: center;">1,0 00</td> <td style="text-align: center;">1,5 70</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,5 70</td> <td style="text-align: center;">1,0 00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研 修 室</td> <td style="text-align: center;">N o. 1</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">N o. 2</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">N o. 3</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">N o. 4</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">N o. 5</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,0 40</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> </table>		ちよ うの 間	70	00	70		70	00		響き の間	1,5 70	1,0 00	1,5 70	600	1,5 70	1,0 00	研 修 室	N o. 1	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600		N o. 2	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600		N o. 3	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600		N o. 4	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600		N o. 5	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600
	ちよ うの 間	70	00	70		70	00																																																		
	響き の間	1,5 70	1,0 00	1,5 70	600	1,5 70	1,0 00																																																		
研 修 室	N o. 1	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600																																																		
	N o. 2	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600																																																		
	N o. 3	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600																																																		
	N o. 4	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600																																																		
	N o. 5	1,0 40	600	1,0 40	600	1,0 40	600																																																		

2 加算利用料

- (1) 冷暖房設備を使用する場合は、基本利用料の50%の額を加算する。
- (2) 利用者が市外に住所を有するときは、基本利用料の50%の額を加算する。

○ 入浴料

1 基本入浴料

区分	単 位	料金 (円)		摘要
		上 限	下 限	

改 正 後	改 正 前
-------	-------

大人	1 回	750	400	大人は16歳以上
小人	1 回	650	300	小人は3歳以上16歳未満

2 割引入浴料

区分	単 位	料 金 (円)		摘 要
		上 限	下 限	
大人	回 数 券	1回当 りに換 算し た額 が1回 券の 利用 料を 超え ない 額		
小人	回 数 券	1回当 りに換 算し た額 が1回 券の 利用 料を 超え ない 額		
大人・ 小人共 通	年 間 券	89, 100	50, 000	

1 基本使用料 (単位：円)

時間	午 前	午 後	夜 間	全 日	延 長
区分	9:	13	18	9:	

改正後						改正前					
	00～	:00	:00	00～							
		～	～								
	12	17	22	22	1						
室名	:00	:00	:00	:00	時間						
教養	1,	2,	2,	5,	50						
娯楽室	500	000	000	000	0						
研修	36	48	48	1,	12						
室	0	0	0	200	0						
食堂	27	36	36	90	90						
	0	0	0	0							
ロビ	36	48	48	1,	12						
二	0	0	0	200	0						
ホ一	18	24	24	60	60						
ル	0	0	0	0							

2. 加算使用料

(1) 冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料の50%の額を加算する。

(2) 使用者が市外に住所を有するときは、基本使用料の50%の額を加算する。

(3) 営利行為を目的として使用する場合及び施設の設置目的以外の目的で使用する場合は、基本使用料の3倍の額とする。ただし、使用者が市外に住所を有するときは、基本使用料の5倍の額とする。

(4) 1時間未満の端数があるときは、30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数は1時間とする。

(5) 使用料に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

休止している当該施設を有効活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 施設管理を指定管理者から直営とし、施設の設置目的を日帰り温泉施設からレクリエーションや会議等を行う貸館施設に改めます。

(第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、
第7条、第8条、第9条、第10条関係)

- (2) 基本使用料の額について定めます。

(別表関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

